

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、 「住宅扶助、冬季加算引下げ」中止を求める意見書

政府は、生活保護基準を2013年8月、2014年4月に続き、2015年4月に3回目の生活扶助引き下げを行いました。今年の7月に住宅扶助、11月から冬季扶助の引き下げをすすめようとしています。生活保護基準は就学補助をはじめとする低所得者への施策や最低賃金、住民税の非課税限度額の目安になっており、保育料、福祉、医療サービスの負担など広範な県民生活に多大な影響を及ぼします。

よって、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての国民に保障する立場から意見書を提出します。

記

- 1 生活保護の基準引き下げ、住宅扶助や冬季加算の引き下げを中止すること。
- 2 沖縄県などの酷暑地域においては、熱中症予防の観点から、高齢者と医師の認める病状により、クーラーの設置が望ましい場合、クーラーを支給ないし貸与する措置をおこなうことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月22日
沖縄県豊見城市議会

あて先 厚生労働大臣